

## 【保育所利用調整基準】

### 基本点数

事由	類型	基本点数	保育できない理由・状況
①就労		110	月180時間以上の仕事に従事している。
		105	月170時間以上180時間未満の仕事に従事している。
		100	月160時間以上170時間未満の仕事に従事している。
		95	月150時間以上160時間未満の仕事に従事している。
		90	月140時間以上150時間未満の仕事に従事している。
		85	月130時間以上140時間未満の仕事に従事している。
		80	月120時間以上130時間未満の仕事に従事している。
		75	月110時間以上120時間未満の仕事に従事している。
		70	月100時間以上110時間未満の仕事に従事している。
		65	月90時間以上100時間未満の仕事に従事している。
		60	月80時間以上90時間未満の仕事に従事している。
		55	月64時間以上80時間未満の仕事に従事している。
②妊娠・出産		60	母が出産又は出産予定日の前後2か月の期間にあって、出産の準備又は休養を要する場合。(双子以上の出産の場合は前3か月後2か月の期間)
③保護者の疾病・障がい	疾病など	100	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。
		70	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。
		50	疾病などにより、保育に支障がある場合。
	障がい	100	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けていて、保育が常時困難な場合
		80	身体障害者手帳3～4級、療育手帳B1の交付を受けていて、保育が著しく困難な場合。
		60	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳の交付を受けていて、保育が困難な場合。
④親族の介護・看護		90	臥床者・重症心身障がい児(者)の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、20日以上かつ週40時間以上保育が常時困難な場合。
		80	病人や障がい者の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ週30時間以上保育が困難な場合。
		70	病人や障がい者の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ週24時間以上保育が困難な場合。
		60	病人や障がい者の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ週16時間以上保育が困難な場合。
		50	病人や障がい者の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、上記には該当しないが、月64時間以上保育が困難な場合。

基本点数

事由	類型	基本点数	保育できない理由・状況
⑤災害復旧		100	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合。
⑥求職活動		70	就労時間が月160時間以上の仕事に内定している。
		60	就労時間が月120時間以上160時間未満の仕事に内定している。
		50	就労時間が月96時間以上120時間未満の仕事に内定している。
		40	就労時間が月64時間以上96時間未満の仕事に内定している。
		30	上記の世帯以外で、求職中である場合。
⑦就学		80	職業訓練校、専門学校、大学等に月120時間以上就学している場合。
		60	職業訓練校、専門学校、大学等に月64時間以上就学している場合。
虐待・DV		※	虐待・DVにより、特に保育が必要と認める状態にある場合。
その他		※	以上の保育が必要な事由に類するものとして町長が認める状態にある場合

備考

- 1 父母が複数の事由に該当する場合は、各々について基本点数の高い方の事由を採用する。
- 2 ひとり親世帯については、当該ひとり親の点数と100点との合算を基本点数とします。
- 3 「①就労」の就労時間数は休憩時間を含む労働契約上の正規の時間とする。  
また、不規則勤務等、表記の就労日数及び時間数によりがたい場合は別途判断する。
- 4 「※」については、当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する。

## 調整点数

	内容	点数	該当する要件等	
保育の代替手段	児童を同居の親族(65歳未満の者に限る。)もしくは祖父母(65歳未満で保護者住所地と概ね同一住所在住の者に限る。)に預けることが可能である場合。	△3		
	利用申込時点で、申込事由を理由として、申込児童について認可外保育施設等を、週4日以上、有償で利用している場合。	5		
	育児休業を取得・延長により退所した児童がいる世帯	育児休業明けに保育所の再入所を希望する場合(退所した児童が対象)。	10	重複適用なし 退所後、翌年度以内に 限る
		育児休業明けに保育所の入所を希望する場合(出生した児童が対象)。	10	
	転所	きょうだいが利用している保育所等に転所の申込をする場合。	5	
世帯の状況	保護者	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けている場合。	5	「③保護者の疾病・障がい」を除く
		身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B1以下の交付を受けている場合。	3	
	同居親族に、身体障害者手帳3級以上、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者がいる場合(当該児童又は保護者がこれらの手帳を所持している場合を除く)。または要介護1以上の認定者がいる場合。		1	「④親族の介護・看護」を除く
	介護・看護が必要な同居親族が複数人いる場合。		3	「④親族の介護・看護」のみ
	多胎児を妊娠している場合。		3	「②妊娠・出産」のみ
	ひとり親世帯。		30	
	生活保護世帯で、就労による自立につながることが見込まれる場合。		10	前項目と重複適用なし
就労状況	単身赴任(国外)。	8		
	単身赴任(国内)。	6		
	保護者が、保育士や看護師等の資格を有しており、かつ、藍住町内の認可保育所において、常勤又は常勤に準ずる者として就労している又は就労することが内定している場合。	15		
	雇用主が保護者の配偶者もしくは保護者の三親等以内の親族の場合(給与等で就労実態が確認できる場合を除く)。	△10		
きょうだいの状況	きょうだいが同時に申込をする場合。	3		
	すでにきょうだいが保育所等を利用している場合(転所申込を除く)。	5		
	きょうだいに保育所等への利用及び利用申込のない未就学児童がいる場合。(当該児童が介護・看護の対象児童である場合・幼稚園の預かり保育を利用している場合を除く)。	△4		
その他	申込時に利用不承諾を希望する旨の申し出があった場合。	△250		
	町長が特に必要と認める場合。	※		

同一点数時の順位表

1	基本点数が高い順。
2	当該保育所等の希望順位が高いもの。
3	3ヶ月分以上利用料(保育料)の滞納がないこと。
4	入所待機期間の長い順。
5	多子世帯であること。
6	社会的・経済的状況。